

## 業 務 仕 様 書

### 1 件名

令和5年度えひめの食ブランディング事業委託業務

### 2 委託者

えひめ愛フード推進機構

### 3 委託期間

契約締結日から令和6年3月20日まで

### 4 事業目的

県産食材のブランド価値を高め、食を通じた交流人口の拡大につなげるため、県外客をメインターゲットとして、本県ならではの食材の新鮮さや品質、食文化を堪能できる独創的で話題性の高いイベントを飲食店と連携して開催するとともに、インターネット等で多くの人から注目を集めるバズマーケティング手法の活用やパブリシティ活動などによるプロモーションを強化することで、「えひめ=食」のブランディングを図る。

### 5 業務内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行すること。ただし、具体的な実施内容については、提案のあった内容を基にえひめ愛フード推進機構（以下、「機構」という）と協議の上、決定するものとし、6の「事業計画書」において定めるものとする。

#### (1) 食めぐりイベントの実施

松山市内の飲食店等において、本県の代表的な食材（かんきつや鯛等）を活用した特別メニューを提供するとともに、愛媛らしさを感じられるメニュー（以下、愛媛メニュー）を提供する飲食店の情報を集約し、県外客等が参加飲食店等を巡って食材を堪能できるイベントを実施する。

<事業概要>

【実施期間】 令和6年2月（1か月間）

【実施場所】 松山市内中心部及び観光エリアの飲食店又は宿泊施設

【実施店舗】 特別メニューを提供する店舗：20店舗以上

愛媛メニューの情報を集約する店舗：200店舗以上

【実施内容】

#### ① 特別メニューの提供

ア 参加飲食店との連絡調整、情報収集、周知活動

機構及び飲食関係団体と協議の上、当イベントに参加する飲食店の選定及び店舗担当者との連絡調整を行うとともに、店舗や提供する特別メニュー等の情報を集約し、イベントの周知に活用すること。

イ メニュー開発支援

1 店舗あたり上限2万円（税込）のメニュー開発用サンプル経費を支援すること。

<展開イメージ>

- ・地元ならではのフレッシュさとボリュームが味わえるかんきつ生果5種食べ比べメニューの提供
- ・注文後に飲食店へ活きた鯛が届き、捌きたての鯛を食せるメニューの提供（クリア生け簀を市街地に設置し、クリア容器で店舗まで配達）

② 愛媛メニューの集約

ア 愛媛メニューの選定

機構及び飲食関係団体と協議の上、鯛めし、鯛そうめん、さつま、じゃこ天等の郷土料理や県産食材を使用したラーメン、丼ぶり等の人を呼べる人気メニューなど、愛媛らしいメニューを選定する。

イ 愛媛メニューを提供する店舗の情報の集約

上記アで選定したメニューを提供する飲食店の情報を集約し、イベントの周知に活用する。

③ イベント開催に向けた準備、イベントの運営

以下の項目によりイベント開催に向けた準備のほか、期間中のイベント運営及び飲食店のサポートを行うこと。

- ・イベント名称の提案

イベントの趣旨等を踏まえ、飲食店周遊イベントの名称を考案すること。

- ・特設ホームページの作成（ランディングページ）

飲食店、メニュー、県産食材の紹介ページのほか、それらの項目ごとに検索が可能な機能を盛り込むこと。

- ・統一デザインによるPR資材の作成

イベントの統一的なデザインを企画し、のぼり、店頭POP等のPR資材を作成すること。

- ・イベント啓発資材の作成

ポスター、チラシ、パンフレット等の啓発資材を作成し、電子データ及び紙媒体で制作すること。

- ・複数の参加店舗を巡る企画の実施

デジタルスタンプラリーや参加数に応じたプレゼント企画等の店舗周遊企画を実施すること。

ウ 結果のとりまとめ

期間中のメニュー提供数について、開始から10日後と期間終了後の計2回取りまとめ、その結果について速やかに機構へ報告すること。

(2) イベントのプロモーション

「えひめ＝食」のブランディングを図り、本県の食のイメージアップにつなげるため、(1)のイベントの周知を中心に、愛媛の食文化やその他の食のイベントを絡めたプロモーションを各種媒体で実施する。

## <事業概要>

### ① 多くのフォロワーを有するSNSアカウントでの情報発信

#### ア SNSアカウントの選定

情報発信力のあるアカウントを選定すること。

#### イ 配信内容

食欲や購買・来訪意欲につながるみずみずしくユニークな内容や、食べた人がその場からシェアしたくなる、愛媛にしかない食体験の内容とすること。

### ② パブリシティ活動によるPR

#### ア メディアへの提供資料の作成

イベントを周知するリリースなど、メディアに配布する資料を作成すること。

#### イ メディアに対する働きかけ

県内外のメディアをリスト化し、各種媒体で取り上げてもらう働きかけ（営業活動）を行うこと。

特に情報番組等のテレビ媒体で取り上げられるための働きかけを効果的に実施すること。

### ③ Webを活用したPR

#### ア ターゲットの設定

WebやSNS上から「食」に関する話題・関心を分析し、本県の食のイメージアップやイベント誘客につながるターゲットを設定すること。

#### イ 効果的なWeb広告等の実施

アにより設定した「食」への関心が高いターゲットに対し、イベント周知や「えひめの食」のブランディングに係る効果的なWeb広告等を配信すること。

### ④ 誘客プロモーションや旅行商品の造成

#### ア 誘客プロモーション

大手航空キャリア等と連携し、県外からの誘客につながるプロモーションを実施すること。

#### イ 着地型旅行商品の造成

地元旅行会社や愛媛県観光物産協会等と連携し、来県者の参加店舗周遊を含む着地型旅行商品の造成を働きかけ、同商品の周知を図ること。

## (3) イベント実施協議会の運営サポート

機構が主体となり、効果的なイベント開催方法等を検討するために飲食関係団体等をメンバーとして組織する「イベント実施協議会」の運営を補佐するほか、会議が円滑に実施できるよう、会場のセッティングや進捗状況の報告、資料作成などのサポートを行うこと。

## (4) 関連イベントや企業との連携

① 関連イベントとの連携

イベント期間中に民間団体等が実施する「食」に関するイベントを関連イベントとして位置づけ、効果的な連携を図ることで、双方の誘客促進や発信力の向上につなげること。

② 企業との連携

民間企業が開発した愛媛らしさのある商品を効果的に活用し、商品の販売促進や本県の食のイメージアップにつなげること。

(例) 民間企業が開発した柑橘の香がする調味料を、飲食店や販売店舗に取扱ってもらう。

(5) 効果測定

上記業務の結果を取りまとめ、事業目的に基づく実施効果を分析し、機構に報告すること。

(6) その他

上記業務以外の追加提案については、別途協議の上、決定するものとする。また、契約後、当該業務の目的に沿うものであって、効果的と双方が判断した場合には、業務内容を予算の範囲内で変更する場合がある。

<想定スケジュール>

	(1) イベントの開催	(2) プロモーション	(3) 実施協議会
5月	委託事業者公募・選定		
6月	契約締結		
7月	参加飲食店の選定	プロモーション検討	
8月	飲食店との連絡調整	↓	第1回会議 (概要決定)
9月	食材・メニュー選定		第2回会議 (PR検討)
10月	HP開設	プロモーション実施	
11月	PR資材	■ { SNS情報発信 パブリシティ WebでのPR 誘客プロモーション } ↓	第3回会議 (PR決定)
12月			
1月			第4回会議 (開催準備・次年度検討)
2月	<b>オープニングイベント 食めぐりイベント</b>		
3月	事業終了・実績報告		

## 6 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について機構と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して機構に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、機構の検査を受けること。
- (3) 機構は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。

## 7 再委託の可否

- (1) 受託者は、業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明らかにした書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。
- (2) (1)により、受託者が再委託を行う場合は、機構は当該再委託に伴う再委託先の行為をすべて受託者の行為とみなし、受託者に対して契約上の責任を問うことができる。

## 8 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から機構に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が受領又は閲覧した資料等は、機構の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

## 9 個人情報の保護

受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、個人情報の保護の取扱いについては疑義がある場合は、機構に協議すること。

## 10 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、機構と協議を重ねながら実施すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて機構と協議の上処理するものとする。
- (3) 新型コロナウイルスの流行拡大等、不測の事態が発生した場合には、契約締結後、事業内容及び契約金額を変更する可能性がある。